



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*64 和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (総務学事課) ..... 1

### ○ 告示

1334	地籍調査の成果の認証	(地域政策課) ..... 17
1335	〃	( 〃 ) ..... 17
1336	〃	( 〃 ) ..... 17
1337	〃	( 〃 ) ..... 18
1338	〃	( 〃 ) ..... 18
1339	〃	( 〃 ) ..... 19
1340	〃	( 〃 ) ..... 19
1341	〃	( 〃 ) ..... 19
1342	〃	( 〃 ) ..... 20
1343	〃	( 〃 ) ..... 20
1344	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課) ..... 20
1345	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課) ..... 21
1346	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	( 〃 ) ..... 21
1347	平成24年度和歌山県准看護師試験の実施	(医務課) ..... 21
1348	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課) ..... 22
1349	紀の川土地改良区連合の役員の退任	(農業農村整備課) ..... 23
1350	〃	( 〃 ) ..... 23
1351	紀の川左岸土地改良区の役員の退任	( 〃 ) ..... 24
1352	六箇井土地改良区の役員の就退任	( 〃 ) ..... 24
1353	木材業者等の登録	(林業振興課) ..... 25
1354	木材業者等の登録の変更	( 〃 ) ..... 25
1355	保安林予定森林	(森林整備課) ..... 25
1356	〃	( 〃 ) ..... 25
1357	道路の区域変更	(道路保全課) ..... 26
1358	道路の供用開始	( 〃 ) ..... 26
1359	道路の区域変更	( 〃 ) ..... 26
1360	道路の供用開始	( 〃 ) ..... 27
1361	道路の区域変更	( 〃 ) ..... 27
1362	道路の供用開始	( 〃 ) ..... 28
1363	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課) ..... 28

## 規 則

### 和歌山県規則第64号

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「日時及び」を「日及び時間並びに」に改める。

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例第11条第1項本文の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の全部を開示する旨の決定をした場合を除く。） 公文書開示決定通知書（別記第3号様式）
- (2) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 公文書開示決定通知書（別記第4号様式）
- (3) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の一部を開示する旨の決定をした場合を除く。） 公文書部分開示決定通知書（別記第5号様式）
- (4) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書部分開示決定通知書（別記第6号様式）

3 条例第11条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 次号から第6号までに掲げる場合以外の場合 公文書非開示決定通知書（別記第7号様式）
- (2) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示しない旨の決定をした場合（第4号及び第6号に掲げる場合を除く。） 公文書非開示決定通知書（別記第8号様式）
- (3) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求を拒否する場合を除く。） 公文書非開示決定通知書（別記第9号様式）
- (4) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求を拒否する場合 公文書非開示決定通知書（別記第10号様式）
- (5) 開示請求に係る公文書を保有していない場合（条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求に係る公文書を保有していない場合を除く。） 公文書非開示決定通知書（別記第11号様式）
- (6) 条例第13条第1項の規定により開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示請求に係る公文書を保有していない場合 公文書非開示決定通知書（別記第12号様式）

第4条中「別記第8号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第5条中「第13条」を「第13条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第6条中「別記第10号様式」を「別記第15号様式」に改める。

第7条第3項中「別記第11号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条第4項中「別記第12号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条第5項中「別記第13号様式」を「別記第18号様式」に改める。

第8条第1項中「第16条ただし書」を「第16条第1項ただし書」に改め、同条第3項第1号ア中「。ただし、これにより難しい場合にあつては、用紙に印刷したものの閲覧」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

第8条第3項第3号中「（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 映画フィルム 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

第8条第3項第5号を削り、同条第4項第1号中「（次項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク」を削り、同号ア中「又は録音ディスク」を削り、同号イ中「又は録音ディスク」及び「以下同じ。」を削り、同項第2号中「又はビデオディスク」及び「以下同じ。」を削り、同項第3号中「又は次項」を削り、同号イ中「閲覧」の次に「、聴取」を加え、同号ウ中「を複写機により用紙に複写したものを削り、同号エ中「その他の電磁的媒体（電磁的記録を記憶する媒体をいう。）」を削り、同号に次のように加える。

オ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

カ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

第9条を次のように改める。

（公文書の開示の申込み）

第9条 公文書の開示を受ける者は、公文書の開示申込書（別記第19号様式）を提出しなければならない。

第16条第1項中「基づき」の次に「閲覧等により」を加え、「するもの」を「する者」に、「別記第17号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条第2項中「及び第9条」を「から第10条まで」に改め、同条を第17条とする。

第15条第2項中「別記第15号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条第3項中「別記第16号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項第6号中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「第14条第1項第11号」を「第15条第1項第11号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「別記第14号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（見込額等）

第10条 条例第18条第4項に定める見込額は、実施機関が、条例第13条第1項の残りの公文書の全部を閲覧等の方法により開示するとした場合の手数料の額の範囲内の額とする。

2 公文書の写しの送付を受けようとする者は、条例第18条第1項及び別表の規定により定める手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

別表第1を削る。

別表第2中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に改め、同表を別表とする。

別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第3号様式中「日時」を「日及び時間」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記第4号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	( )年度
開示の日及び時間	年 月 日(午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> その他 ( )
条例第18条第4項に規定する見込額	円
担当課室等	班(係) 電話番号( ) - 内線

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当課室等へ連絡してください。
- 3 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。



別記第6号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

公文書部分開示決定通知書

開示請求者 様

和歌山県知事



第 年 月 号

年 月 日付で請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	( )年度
開示の日及び時間	年 月 日(午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> その他 ( )
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
条例第18条第4項に規定する見込額	円
担当課室等	班(係) 電話番号 ( ) - 内線

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当課室等へ連絡してください。
- 3 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 7 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	( ) 年度
非開示とした 理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担当課室等	班 (係) 電話番号 ( ) - 内線
備考	

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第17号様式中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

別記第16号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「日時」を「日及び時間」に改め、同様式を別記第22号様式とする。

別記第15号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第21号様式とする。

別記第14号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第13号様式を別記第18号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第 19 号様式 (第 9 条関係)

公文書の開示申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地)  
〒 TEL

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)  
TEL

月 日付け 第 号で通知のあつた公文書の開示を次のとおり申し込みます。

公文書の件名	開示の方法	納付額
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 ( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 ( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 閲覧等 ( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取)	円
合	計	円

※ 以下の欄は記入しないでください。

窓口受付

別記第12号様式別紙中「殿」を「様」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第11号様式別紙中「殿」を「様」に改め、同様式を別記第16号様式とし、別記第10号様式を別記第15号様式とし、別記第9号様式を削り、別記第8号様式を別記第13号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第14号様式（第5条関係）

開示決定等期限特例適用通知書

第 号  
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの公文書の開示請求については、次のとおり、和歌山県情報公開条例第13条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

<p>開示請求のあった公文書の名称（等）</p>	
<p>和歌山県情報公開条例第13条第1項の規定を適用することとした理由</p>	
<p>残りの公文書について開示決定等をする日までに要すると認められる期間</p>	<p>（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分の開示決定等については、和歌山県情報公開条例第18条第4項の規定による予納があった日から次に記載する期間が必要です。）</p> <p style="text-align: right;">日間</p>
<p>担当課室等</p>	<p style="text-align: right;">班（係）</p> <p>電話番号（ ） — 内線</p>

別記第7号様式の次に次の5様式を加える。

別記第 8 号様式 (第 3 条関係)

(見込額通知兼用)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	( ) 年度
非開示とした 理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
条例第 1 8 条第 4 項に規定する 見込額	円
担当課室等	班 (係) 電話番号 ( ) - 内線
備考	

注 条例第 1 8 条第 4 項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 9 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号  
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第 10 条の規定に基づき、開示請求を拒否するので、同条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書に記載された公文書の名称等	
開示請求を拒否する理由	
担当課室等	<p style="text-align: right;">班 (係)</p> <p>電話番号 (       )       -       内線</p>

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第10号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

## 公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、開示請求を拒否するので、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書に記載された公文書の名称等	
開示請求を拒否する理由	
条例第18条第4項に規定する見込額	円
担当課室等	班(係) 電話番号( ) - 内線

注 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 1 1 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号  
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

<p>公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等</p>	
<p>開示請求に係る 公文書を保有 していない理由</p>	<p>1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ( )</p>
<p>担当課室等</p>	<p>班 (係) 電話番号 ( ) - 内線</p>

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第12号様式(第3条関係)

(見込額通知兼用)

公文書非開示決定通知書

第 号  
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった公文書のうちの相当の部分につき、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書に記載された公文書の名称等	
開示請求に係る公文書を保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ( )
条例第18条第4項に規定する見込額	円
担当課室等	班(係) 電話番号 ( ) - 内線

注 条例第18条第4項に規定する見込額は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に納付してください。納付されない場合は、残りの公文書について非開示の決定をすることとなります。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和歌山県情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされた開示請求について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第1334号

和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成22年6月1日から平成24年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年11月8日

和歌山県告示第1335号

和歌山県田辺市東山二丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成20年4月15日から平成24年3月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市東山二丁目地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市東山二丁目地区
- 5 認証年月日  
平成24年11月8日

和歌山県告示第1336号

和歌山県田辺市面川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成20年4月15日から平成22年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市面川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市面川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年11月8日

**和歌山県告示第1337号**

和歌山県田辺市面川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成21年4月2日から平成23年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市面川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市面川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年11月8日

**和歌山県告示第1338号**

和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年1月11日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬の一部地区
- 5 認証年月日

平成24年11月8日

**和歌山県告示第1339号**

和歌山県日高郡日高川町大字小釜本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字小釜本の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字小釜本の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年11月8日

**和歌山県告示第1340号**

和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年11月8日

**和歌山県告示第1341号**

和歌山県日高郡日高川町大字川原河の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期

平成22年5月25日から平成24年1月6日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字川原河の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字川原河の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年11月8日

**和歌山県告示第1342号**

和歌山県日高郡日高川町大字皆瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字皆瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字皆瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年11月8日

**和歌山県告示第1343号**

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年1月6日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年11月8日

**和歌山県告示第1344号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成25年1月4日まで縦覧に供する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年10月29日

2 名称

特定非営利活動法人キャリアシスト

3 代表者の氏名

桑原伸剛

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町熊井776番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、IT技術の取得支援などに関する事業を行い、より多くの住民が参画できる情報化社会の実現を図ることを目的とし、又、女性・中高年齢者の再就職及び若年者の就職促進のための職業能力の開発、向上の支援活動などを行い地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1345号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
有限会社ハッピーライフ	和歌山市金谷206-6	訪問看護ステーションハッピーライフ	平成 24.12.1

和歌山県告示第1346号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
スマイル温山荘 前調剤薬局	海南市船尾365-16	医療機関の所在地	海南市船尾365-19	海南市船尾365-16	平成 24.10.26

和歌山県告示第1347号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成24年度和歌山県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日時

平成25年2月9日（土）午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

和歌山県勤労福祉会館プラザホープ  
和歌山市北出島一丁目5番47号

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 出願受付期間

平成25年1月7日（月）から同月9日（水）まで（締切日消印有効）とする。

なお、書類は簡易書留郵便による提出とし、封筒表面に「准看護師試験願書」と朱書きすること。

5 出願書類提出先

〒640-8585（県庁専用郵便番号）  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

6 受験手数料

6,900円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付け、消印はしないこと。ただし、県外在住者にあつては、証紙の代わりに現金を送付してもよい。この場合、現金書留とすること。）

7 試験についての問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班  
電話番号 073-441-2605

### 和歌山県告示第1348号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド和歌山田辺店  
和歌山県田辺市東山二丁目965番 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇  
群馬県高崎市栄町1番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇  
群馬県高崎市栄町1番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年6月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 1, 985㎡
- 6 駐車場の収容台数  
81台
- 7 駐輪場の収容台数  
32台
- 8 荷さばき施設の面積  
48.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
50.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
5ヶ所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成24年10月29日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成24年11月16日から平成25年3月18日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1349号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成24年10月20日退任）

職名	氏名	住所
理事	鳥居巖	和歌山市下和佐6番地

**和歌山県告示第1350号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成24年10月31日退任）

職名	氏名	住所
----	----	----

監事 和田敬視 和歌山市和田972番地

和歌山県告示第1351号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成24年10月20日退任)

職名	氏名	住所
理事	鳥居巖	和歌山市下和佐6番地

和歌山県告示第1352号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成24年11月4日退任)

職名	氏名	住所
理事	田村晃一	岩出市中島538番地
理事	宇治丈八	和歌山市平岡58番地の2
理事	西川始次	和歌山市川辺624番地
理事	上田禎児	和歌山市永穂221番地
理事	前田忠雄	和歌山市弘西413番地の5
理事	川崎勉	和歌山市田屋465番地
理事	的場宏和	和歌山市直川1848番地
理事	宮口年雄	和歌山市園部784番地
監事	正木靖章	岩出市吉田200番地
監事	中村有作	和歌山市楠本452番地
監事	土井恒男	和歌山市北44番地

2 就任した役員(平成24年11月5日就任)

職名	氏名	住所
理事	田村晃一	岩出市中島538番地
理事	西口雅章	和歌山市里284番地
理事	西川始次	和歌山市川辺624番地
理事	上田禎児	和歌山市永穂221番地
理事	前田忠雄	和歌山市弘西413番地の5
理事	川崎勉	和歌山市田屋465番地
理事	的場宏和	和歌山市直川1848番地
理事	宮口年雄	和歌山市園部784番地
監事	宇治丈八	和歌山市平岡58番地の2
監事	中村有作	和歌山市楠本452番地
監事	土井恒男	和歌山市北44番地
監事	山本康夫	和歌山市直川1005番地の2

## 和歌山県告示第1353号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
1003			平成24.10.17	和歌山市園部1189番地の10	工匠木材店 小野正照	木材	和歌山市園部1189番地の10

## 和歌山県告示第1354号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社新宮原木市場	代表者の氏名	代表取締役 瀧岡俊太	代表取締役 川崎俊一	平成24.10.24

## 和歌山県告示第1355号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字助常141、141の1、142、143、143の1、144から150まで、150の1、159から166まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1356号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字日物川字田中谷135の1、177

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1357号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市東家字上小平474番1地先から同市東家字上小平471番5地先まで	旧	26.15 } 39.10	58.25	
同上	新	26.15 } 28.65	58.25	

**和歌山県告示第1358号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市東家字上小平474番1地先から同市東家字上小平471番5地先まで

供用開始の期日 平成24年11月16日

**和歌山県告示第1359号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字志賀字中番167番1地内	旧	24.08 } 27.16	21.65	
同上	新	22.88 } 23.36	21.65	

#### 和歌山県告示第1360号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字志賀字中番167番1地内

供用開始の期日 平成24年11月16日

#### 和歌山県告示第1361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字船津字滝ノ本52番2地先から同町大字船津字大熊1541番8地先まで	旧	8.10 } 17.70	260.40	
同上	新	17.00 } 24.80	260.40	

**和歌山県告示第1362号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊美山線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字船津字滝ノ本52番2地先から同町大字船津字大熊1541番8地先まで

供用開始の期日 平成24年11月16日

**和歌山県告示第1363号**

平成24年度排水ポンプ車（伊都建設部）の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年11月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
排水ポンプ車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成24年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社クボタ  
大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
- 5 落札金額  
39,375,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,875,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成24年9月14日